

入会基準及び会費等規程

平成22年 3月31日 制 定

一般社団法人マンション計画修繕施工協会

一般社団法人マンション計画修繕施工協会(以下「本会」という。)の入会基準及び会員から徴収する会費及び入会金については、一般社団法人マンション計画修繕施工協定会款(以下「定款」という)に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(入会基準)

第1条 正会員として本会への入会にあたっては、原則として次の各号の基準を満たすことを条件とする。

- (1) 建設業を主たる業務とし、かつ建設業登録取得後原則として10年を経過していること
- (2) 定款第7条の入会資格を有し、マンション計画修繕工事の年間完成工事高に占める割合が直近3年間の決算平均で3割以上、かつ直近3年間に10件以上の施工実績を有すること(元請、下請不問)
また、マンション計画修繕工事の年間完成工事高における分譲マンションと賃貸マンションの工事実績の割合は、分譲マンションが過半を占めること
- (3) 直近2事業年度の決算が、いずれの年度においても赤字計上されていないこと
- (4) 本会役員1名、会員1名(本会役員2名でも可)の推薦があること
- (5) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入していること
- (6) 建設業において過去2年間営業停止処分を受けていないこと
- (7) 本会倫理綱領を遵守すること
- (8) その他本会の目的及び事業に照らし、入会に不適當な事由がない者であること

2 2号会員の入会にあたっては、原則として次の各号の基準を満たすことを条件とする。

- (1) 正会員の協力業者であって、正会員の推薦があること
- (2) 本会倫理綱領を遵守すること

(入会金及び会費)

第2条 正会員、2号会員及び賛助会員は、定款第9条に定める入会金及び会費を負担する。

(入会金、会費の額及び納入)

第3条 正会員、2号会員及び賛助会員の入会金及び会費の額は、次の各号に定めるところによる。

- 2 正会員、賛助会員とも入会金は30万円、2号会員は入会金はなしとする。
ただし、賛助会員でグループ会社の入会に際しては、入会金を10万円とする。
- 3 会費の額は次表による。
 - (1) 正会員の会費は、毎年10月1日付で本会が実施する会社概況調査の直近決算書における完成工事高により、翌年度の会費の額を決定する。
 - (2) 2号会員、賛助会員の会費は一律とする。

正 会 員	G会員	年間完成工事高 200億円以上	700,000円/年
	F会員	年間完成工事高 100億円以上 200億円未満	600,000円/年
	E会員	年間完成工事高 50億円以上 100億円未満	500,000円/年
	D会員	年間完成工事高 30億円以上 50億円未満	400,000円/年
	C会員	年間完成工事高 20億円以上 30億円未満	300,000円/年
	B会員	年間完成工事高 10億円以上 20億円未満	250,000円/年
	A会員	年間完成工事高 10億円未満	120,000円/年
2号会員	一律	30,000円/年	
賛助会員	一律	100,000円/年	

- 4 会費の額は、当該年度一括納入とする。
- 5 会費は、毎年4月1日に当会に在籍する会員が、原則として銀行口座よりの自動引落としにより納入する。
- 6 新規入会する会員の入会時期が、下半期（10月1日から3月31日）である場合の会費は、年度会費の半額とする。
- 7 新規入会する会員は、入会承認後発送する請求書により入会金と共に速やかに納入する。
新入会員は、その会費等の入金を確認された日をもって入会日とする。

平成22年	9月14日	一部改定
平成23年	1月25日	一部改定
平成24年	1月27日	一部改定
平成25年	5月22日	一部改定
平成25年11月	12日	一部改定
平成28年	6月8日	一部改定
2020年	6月3日	一部改定
2021年10月	12日	一部改定
2023年	5月9日	一部改定
2025年	3月10日	一部改定